

国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院面会規程

第1条（目的）

この規程は、入院患者の療養環境の維持および患者と家族等との交流機会の確保を図るとともに、感染対策および医療安全に配慮しつつ、適切な面会の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、患者の病状、治療内容、療養環境、病室区分（小児病床・産科病床・緩和ケア病棟・集中治療室など）に応じて、面会方法や面会時間等を定める場合がある。

第2条（面会時間）

原則として、面会時間は14時～20時（土日祝日含む）とする。

※診療・処置・リハビリ・食事等の状況により、お待ちいただく場合がある。

第3条（面会者の範囲）

面会者は、患者の家族および近親者とする。

第4条（面会人数および時間）

原則1家族1日1回（最大4名）30分以内とし、第2条の面会時間内とする。

第5条（面会の手続き）

- ・平日は玄関棟1階総合受付、土日祝日は中央棟1階出入口の受付において、面会申込書に「患者氏名・面会者氏名・患者との関係・面会人数等」を記入し、面会札の交付を受ける。
- ・面会者は、面会札を着用の上、面会を実施する。なお、退館時には面会申込書に終了時間を記入し、面会札とともに受付の回収箱に投函する。

第6条（面会時の遵守事項）

面会者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ・療養環境であることに配慮し、静粛を旨とする。
- ・病院内ではマスクを着用し、病室入室前後は手指消毒を行う。
- ・病院内では職員の案内・指示に従う。
- ・感染症に罹患している場合、または発熱、咳、咽頭痛などの感染の兆候がある場合は面会を控える。
- ・その他、飲酒後の来院や迷惑行為は行わない。

第7条（感染症流行時等の対応）

院内感染防止のため、地域の感染症流行状況や院内状況に応じて、面会方法の変更や制限を行う場合がある。

附則

この規程は令和8年5月1日より施行する。